

岩国市告示第 71 号

振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)第 3 条第 1 項の規定により指定した振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域について、同法第 4 条第 1 項の規定に基づき、時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準を定めたので、同条第 3 項において準用する同法第 3 条第 3 項の規定により告示し、次により閲覧に供する。

平成 23 年 4 月 1 日

岩国市長 福田 良彦

1 閲覧場所

岩国市環境部環境保全課 岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

2 時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準

指定地域	区域の区分	時間の区分	
		昼間	夜間
振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定に関する告示(平成 23 年岩国市告示第 70 号)により指定した地域	第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
	第 2 種区域(Ⅰ)	65 デシベル	60 デシベル
	第 2 種区域(Ⅱ)	70 デシベル	65 デシベル

備考

1 時間の区分は、次のとおりとする。

(1) 昼間 午前 8 時から午後 7 時まで

(2) 夜間 午後 7 時から翌日の午前 8 時まで

2 「デシベル」とは、計量法(平成 4 年法律第 51 号)別表第 2 に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。